

○岐阜協立大学留学生別科規程

(制定 2000年12月21日)

第1条 この規程は、岐阜協立大学学則第2条第3項に規定する留学生別科（以下、「本別科」という。）について定める。

第2条 本別科は次の目的のために設置される。

(1) 本学の学部への入学準備を目的として日本語の勉学を希望する者に日本語を教授し、かつ日本社会に関する基礎知識を与える。ただし、本学以外の日本の大学へ入学を希望する者に対して入学を許可することがある。

(2) 日本研究のために日本語の勉学を希望する者に日本語及び日本社会に関する基礎知識を教授し、理解を深める。

第3条 本別科の修業年限は1年とする。ただし、特に必要があると認められた者は、1年に限り修業年限を延長することができる。

第4条 本別科の定員は30人とする。

第5条 本別科の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日より9月20日まで

後期 9月21日より翌年3月31日まで

第7条 入学は毎学年の始めとする。

2 海外協定大学による要請がある場合、又は年度途中からの修学を希望する者にあつては、特別に期間を限った受入を行うことができる。

第8条 休業日については、岐阜協立大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

第9条 本別科の授業科目及び単位数は別表第1の通りとする。

第10条 本別科において修了の認定を受けようとする者は、別表第1に基づく所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

第11条 授業科目の単位数の計算基準は、本学学則を準用する。

第12条 授業科目を履修した者に対しては試験その他の方法により学業成績を評価する。

第13条 学業成績は「A」「B」「C」「D」とし、C以上をもって合格とする。

A 80点～100点

B 70点～ 79点

C 60点～ 69点

D 0点～ 59点

2 前項によりC以上をもって合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。

第14条 学生が正当な理由で試験を受けられない場合には、願い出により追試験を行うことがある。

第15条 本別科に1年以上在学し、所定の科目を履修してその単位を取得した者に対し、

学長は別科会議の審議を経て修了を認定する。

2 学長は前項により修了の認定を受けた者に対し、修了証書を授与する。

第16条 本別科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する外国人で、本学が行う選考試験に合格した者とする。

(1) 外国における学校教育による12年の課程を修了した者、またはこれに準ずるもので文部科学大臣が指定した者。

(2) 外国の大学に在学する学生であって、その所属する大学との協定に基づき派遣された者。

第17条 前条の規定にかかわらず、本学学部に在学する外国人留学生で特別に認められた者は本別科の授業科目の一部を受講することができる。

第18条 本別科の入学試験は、書類選考及び面接審査とする。

第19条 本別科に入学を許可された者は、入学に必要な所定の手続きをとらなければならない。

第20条 第16条の各号のいずれかに該当する者が、本別科の授業科目について聴講生となることを願い出たときは、正規の学生の学修に支障がない限りにおいて、これを許可することがある。

2 聴講生は全ての科目を聴講しなければならない。

第21条 聴講生には、本規程の関係条項を適用する。

第22条 本別科学生は、授業料その他所定の学費並びに必要な応じて学費以外の納付金及び手数料を納入しなければならない。

2 前項の学費の種類及び金額は、別表第2の通りとし、学費以外の納付金及び手数料については、別に定めるものとする。

3 授業料その他所定の学費を所定の期日までに納めない者は除籍される。

第23条 本別科に別科長及び別科会議を置く。

2 別科会議は、別科長及び別科の授業科目を担当する専任教員並びに学長が委嘱した専任教員2名をもって組織する。

3 別科会議は、必要に応じて構成員以外の職員（留学生別科の授業担当の非常勤講師も含む）の出席をもとめることができる。

4 別科長は、教務部長がその任に当たる。

第24条 別科会議は、学長が決定するにあたり、次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、及び修了などの身分に関する事項

(2) 学業評価に関する事項

(3) 教育課程の編成、履修の方法及び試験に関する事項

(4) 学生の懲戒処分に関する事項

(5) その他別科の運営に必要な事項

2 別科会議は、前項に定める事項のほかに、次の事項について審議する。

(1) 教育研究に関する学内諸規程の制定・改廃に関する事項

(2) その他教育研究に関する事項

3 その他、別科会議運営に必要な事項は、別に定める。

第25条 学生が学則に反し、その他学生の本分にもとる行為があったとき、学長は別科会議の審議を経て、別に定める「岐阜協立大学学生懲戒規程」により懲戒処分を行う。

第26条 本規程に定めるもののほか、留学生別科に関する事項は、本学学則及びその他の諸規程を準用する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年1月1日から施行する。

附 則 (大学名称変更)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表第1（第9条・第10条関係）

授業科目・単位数・開講形態・修了要件

分野	授業科目の名称	単位数	開講形態	修了要件	
日 本 語 修 得	日本語ⅠA	2	前期	} いずれか選択	} 4単位
	日本語ⅠB	2	前期		
	日本語ⅠC	2	後期	} いずれか選択	
	日本語ⅠD	2	後期		
	日本語ⅡA	2	前期	} いずれか選択	} 4単位
	日本語ⅡB	2	前期		
	日本語ⅡC	2	後期	} いずれか選択	
	日本語ⅡD	2	後期		
	日本語ⅢA	2	前期	} いずれか選択	} 4単位
	日本語ⅢB	2	前期		
	日本語ⅢC	2	後期	} いずれか選択	
	日本語ⅢD	2	後期		
	日本語ⅣA	2	前期	} いずれか選択	} 4単位
	日本語ⅣB	2	前期		
	日本語ⅣC	2	後期	} いずれか選択	
	日本語ⅣD	2	後期		
	日本語ⅤA	2	前期	} いずれか選択	} 4単位
	日本語ⅤB	2	前期		
	日本語ⅤC	2	後期	} いずれか選択	
	日本語ⅤD	2	後期		
日本語ⅥA	2	前期	} いずれか選択	} 3単位	
日本語ⅥB	2	前期			
日本語ⅥC	1	後期	} いずれか選択		
日本語ⅥD	1	後期			
総合演習ⅠA	2	前期	} いずれか選択	} 4単位	
総合演習ⅠB	2	前期			
総合演習ⅠC	2	後期	} いずれか選択		
総合演習ⅠD	2	後期			
異 理 解 文 化	日本事情	2	前期	}	2単位
	日本事情特別講義	2	後期		2単位
	英語	2	後期	} いずれか選択	2単位

31単位  
以上

別表第2（第22条関係）学費

区 分	学 費	年 額
留学生別科	入 学 料 (入学時のみ)	50,000 円
	授 業 料	500,000 円
	計	550,000 円